

令和4年度

第12回定例農業委員会会議録

令和5年3月22日 開催

令和5年3月22日 閉会

(場所) 綾川町立生涯学習センター

令和4年度 第12回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第3号

令和4年度 第12回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月15日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年3月15日

場所 綾川町立生涯学習センター

開会 令和5年3月22日 午前9時20分

閉会 令和5年3月22日 午前10時50分 (会期1日)

第1日目(3月22日)

出席委員 16名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員 11番 川西 正廣 委員、 12番 藤滝 健造 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 6番 福家 範行 委員
13番 三好 満 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起
主査 三好 勇太

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 3 月 22 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 10 議案第 8 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定について
- 第 11 議案第 9 号 綾川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 13 報告第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積の廃止について

令和 5 年 3 月 農業委員会議事録

午前 9 時 20 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 12 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5 番 森健人 委員、6 番 福家範行 委員、13 番 三好満 委員の 3 名です。よって、農業委員出席者は、16 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、11 番 川西正廣 委員、12 番 藤滝健造 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 3 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 186,945 円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により農地の処分を考えていたところ、隣

接農地を耕作し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 3,469 m²、借入予定地が 1,670 m²で合計 5,139 m²あり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、50 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、乾燥機、軽トラックを各 1 台と農舎 72 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

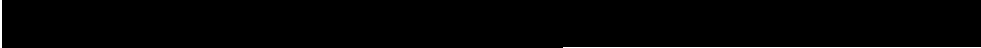
対象農地までの通作距離は、約 20m、徒歩でも 1 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

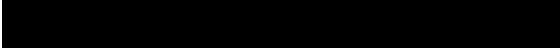
以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 250 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲受人は依頼を受け、妻の実家である譲渡人宅の農地の耕作を行っていましたが、譲渡人は労働力不足のため農地の処分を考え、譲受人に依頼したところ、双方の意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、現在、所有農地等はありませんが、申請地の取得予定が 7,052 m²ありますので、下限面積を超えております。また、現在耕作している取得予定地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、果樹の栽培、養蜂及びその蜜源植物の栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、20 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター、テイラー、高所作業車、動噴、乗用草刈機、軽トラックを各 1 台、農舎 60 m²を所有しています。また、現在と同様の果樹及び蜜源植物の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 10km、車で 15 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 世帯内生前贈与（一括）

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は自作地ですが、高齢の母親が所有し、経営主である譲受人が耕作しておりました。このたび、家族間で譲受人への生前贈与の相談がまとまったため、申請に至ったものです。

譲受人が譲渡人の所有地を実質的に経営しており、経営面積は、所有地が本申請により取得する農地を含み 6,343 m²、借入地が 6,059 m²で、合計 12,402 m²あり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、32年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、軽トラック各1台を所有しています。また、現状と同じく水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から1km、車で5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今日は7件です。

議案第2号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第3種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 宅地分譲9区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、昭和61に設立、不動産業を

主に営む法人です。[REDACTED]で、子育て世代の夫婦等から分譲の問い合わせが9件ほどあり、現在紹介できる場所がないため新たに計画することとしたものです。

用途地域内で適地を探していたところ、前面道路が拡幅整備され住宅用地として利用しやすい本申請地を見つけ、耕作を縮小する予定であった所有者と協議の上申請地の選定に至りました。

【資金】 土地代 1,000 万円、造成費 2,000 万円、建築費 0 万円
自己資金 3,000 万円、借入金 0 万円

【期間】 許可日から 1 年間

【造成】 花崗土による盛土 H=0.7~0.85m コンクリート擁壁 H=1.07~1.75m

【排水】 雨水：宅地内最終柵から開発道路側溝を経由し西側道路側溝へ放流
汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 町道工事承認、開発許可

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 2 号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第 3 種農地 [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 商業・サービス等用地

施設の概要： 事務所平屋建 1 棟 150 m²、倉庫平屋建 1 棟 200 m²

申請事由： 事務所、倉庫用地

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和 61 年に設立、土木・建築業を営む法人です。現在、公共工事や民間の宅地造成工事等を順調に受注しており、今後は、従業員を増員する予定としています。従業員の増員に伴い、現在の敷地では手狭となるため、事務所及び資材や重機等の保管場所として倉庫を建築しようとするものです。

申請地は、法人の代表者の所有地であり、隣接地が法人の資材置場となっており、利便性が良いため選定したものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 100 万円、建築費 4,000 万円
自己資金 4,000 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 5 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.15m 切土 なし コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：溜柵を設置し地先水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-3

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 車庫平屋建 1 棟 27.00 m²、住宅 2 階建 2 棟 196.47 m² 合計 223.47 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請地は、自身の宅地に隣接した土地であり、残存小作権を有して農業を営んでいました。昭和 60 年頃、農業機械が大型化したためその保管場所としてしての建物が必要であったため倉庫を建築するとともに、自己所有の自動車を保管するスペースを整備し利用してきたものです。

この度、農地の売買の話をする際に、無断転用であることが発覚し、是正を求めているものです。

反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 土地代 5 万円、造成費 0 万円、建築費 0 万円

自己資金 5 万円、借入金 0 万円

【期間】 昭和 60 年 9 月 1 日～昭和 61 年 3 月 31 日

【造成】 本申請に伴う新たな造成はなし

【排水】 雨水：溜桝を設置し西側道路側溝へ放流

污水：合併浄化槽にて処理

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-4

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 農業用倉庫平屋建 1 棟 99.00 m²、住宅 2 階建 1 棟 146.40 m² 合計 245.40 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請地は、自身の宅地に隣接した土地であり、残存小作権を有して父の代から畜産業を営んでいました。25年ほど前に畜産業を廃業し、牛舎はそのまま農機具などの倉庫として、牛の放牧地は一部駐車場として整備し、そのまま利用してきたものです。

この度、農地の売買の話をする際に、無断転用であることが発覚し、是正を求めていたものです。

本来は畜産業を廃業し、駐車スペースとして整備した際に、農地法の手続きを行うべきではありましたが、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 土地代 5万円、造成費 0万円、建築費 0万円

自己資金 5万円、借入金 0万円

【期間】 平成20年4月1日～平成20年9月30日

【造成】 本申請に伴う新たな造成はなし

【排水】 雨水：溜桝を設置し西側道路側溝へ放流

汚水：合併浄化槽にて処理

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第2号-5

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 露天駐車場、資材置場

申請事由： 貸駐車場、貸資材置場

説明：【理由】 譲受人は、申請地の南側に隣接する法人の代表取締役であり、当法人は建設機械の修理やレンタルを行っている。この度、駐車場や資材置場スペースが慢性的に不足していることから、それらを整備し、自身が代表を務める法人へ貸すことを計画しました。

事業所の近くで候補地を検討していた譲渡人と、休耕しており農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

【資金】 土地代 340万円、造成費 400万円、建築費 0万円

自己資金 740万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年5月～令和5年9月

【造成】 盛土：なし 切土：最大H=0.4m コンクリート擁壁：なし

【排水】 雨水：集水枿を設置し東側水路及び南側の敷地内水路へ放流

汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-6

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

(工場、既存駐車場部分)

譲渡人：

譲受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天駐車場

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、昭和 27 年に設立、配管関連機材の製造販売等を主に営む法人です。生産規模拡大のため、既存駐車場への工場新設を計画しており、工事に先立ち、現在従業員が使用中の約 170 台程度の駐車スペースの代替地を確保することとなりました。

2 月の案件にて、本件申請地の南西側農地において駐車場を確保する農地転用案件が審議されており、本件はその案件と関連する転用となっております。代替駐車場を何台確保できるかによって新設工場の規模が決まる予定であり、少なくとも 100 台以上の代替駐車場を確保する必要があり、本社近隣で駐車場用地を検討していたところ、本社から 100m の位置において候補地を選定し、2 月の案件において 68 台分、本案件において 46 台分、合計で 114 台分の敷地を確保する目途が立ったため、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 560 万円、造成費 950 万円、建築費 0 万円

自己資金 1,510 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 6 月 1 日～令和 5 年 12 月 30 日

【造成】 花崗土による盛土最大 H=0.24m、切土 H=0.1～0.32m

アスファルト舗装

コンクリート擁壁 (H=0.4～0.6m) 南側に設置

【排水】 雨水：溜枿を設置し南側水路へ放流

汚水：なし

【他法令許可】 町道工事承認

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-7 (一時転用)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： なし

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： ため池用刃金土の仮置き場

申請事由： 刃金土の仮置き場

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和57年に設立した土木工事業を行う法人です。

現在、申請地の東側の山林[REDACTED]において、県との開発計画の協議の上、花崗土採取を行っているところですが（工期：R2.1.27～R7.1.26）、刃金土が当初の計画よりも多く採取できる見通しとなり、土取場敷地内に保管スペースを確保できないことから、新たに1,000 m³ほどの刃金土を仮置きするスペースを確保する必要が出来たものです。

土取場に近い場所で適地を探していたところ、土取場の隣に位置する本件申請地が休耕地となっており、刃金土の仮置き場に必要な排水の良い土地という条件も満たしている土地であったことから、所有者との間で話をまとめ申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 20万円、建築費 0万円
自己資金 20万円、借入金 0万円

【期間】 令和5年5月1日～令和8年4月30日

【造成】 表土を20cm剥ぎ取り横へ仮置きし、剥ぎ取った後に後にため池改修工事に使用する刃金土を仮盛する。コンクリート擁壁：なし

【排水】 雨水：既存の排水柵を利用し、土砂が流出しないよう堰板を設置して、北側水路へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

以上、7件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条事業計画変更申請について、説明します。今月は1件です。

議案第3号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

申請者：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建11棟737.77㎡内4棟完成

申請事由： 工期延長 当初 R1.12.2～R4.12.1（3年間）

変更後 R1.12.2～R6.12.1（5年間）

説明：【理由】 申請者は、に主たる事務所を置き、平成23年に設立。不動産業を主に行う法人です。

令和元年12月2日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初11棟で計画していましたが、一時期コロナ禍の影響で建築資材の調達が滞り、計画期間内に事業完了できなかったもので、現在はその不安も解消され、変更後の期間内に事業を完了させるとし、変更申請に至ったものです。

変更内容は、期間延長で、その他の変更はありません。

【資金】 全体事業費の変更なし

【期間】 令和元年12月2日から令和6年12月1日まで

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません。（変更なし）

【排水】 雨水：溜枡を設置し開発道路側溝を経由し西側水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置（変更なし）

【他法令許可】 変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】【隣接同意】

工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第4号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第4号-1

地図・写真：

申請地：

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、進入路が使いづらく傾斜地であったことから利用に不便であり、平成12年頃から耕作しなくなり耕作放棄地となりました。その後、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、20年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地であり、南側隣接農地の所有者からも同意を得ていることから、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、相対による利用権設定です。P.8～P.14をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 11件 合計 40,932 m²

内訳

新規契約： 1・2・11番 3件 3,259 m²

更新契約： 3～10番 8件 37,673 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.15をご覧ください。件数は1件、面積は1,882 m²です。

現契約の貸付期間が、R5.4.30で満了となるため、R8.12.31まで更新するものです。

なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当り5,000円。借受人は [REDACTED] です。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第7号、農地機構を通じた利用権設定です。P.16～P.24をご覧ください。

契約件数： 15件 合計 37,821 m²
新規契約： 1、3～6、8～12、14番 11件 32,062 m²
更新契約： 2、7、13、15番 4件 5,759 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、1番を [] へ、2番を [] へ、3・4番を [] へ、5・6番を [] へ、7番を [] へ、8番を [] へ、9～11番を [] へ、12～15番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願います。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号「令和5年度の目標の設定について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和5年度の最適化活動の目標の設定等についてです。

令和5年4月1日現在の概要は、総農家数1,670戸、基幹的農業従事者数1,073人、認定業者数は89経営体となっております。農家数及び農業従事者数については直近の農林業センサスに基づく数値です。

続いて最適化活動の成果目標です。

(1) 農地の集積についてですが、こちらは現時点では集積面積、集積率が確定していないため、昨年の数値を記載しております。現時点で未確定の数値については、確定の後数値を修正し、公表することとします。続いてその目標ですが、こちらも同様に現時点では未確定となっております。ただし、集積率を令和12年度に67%にすることを香川県が掲げていることから、その目標を綾川町にも当てはめることには変わりありません。5年間で集積率を67%へもっていくために、現状との差を残年数で案分して今年度の集積率の目標及び、新規集積の面積を決定することとなります。

(2) 遊休農地の解消ですが、管内の農地面積1,990haに対し1号遊休農地面積55ha、うち緑区分の遊休農地面積が30ha（トラクター等の耕耘で利用可能）、黄区分の遊休農地面積が25ha（トラクターと重機の併用で利用可能、人の背丈以上の雑木あり）です。令和3年度の数値が、1号遊休農地面積が52ha、緑区分が28ha、黄色区分が24haであり、昨年よりも増えたようになっています。これは、遊休農地が解消された面積もありましたが、それ以上に新たに発生した遊休農地面積が多かった

からです。

目標については、昨年目標数値と同様に緑区分の遊休農地の解消については令和3年度の28haに対して解消目標面積をその5分の1である6haとしています。

黄区分の遊休農地については令和3年度において24haでしたので、引き続き補助制度の周知や地域での基盤整備事業の活用等も含めて検討を行っていき解消に向けて取り組んでいきます。

新規発生遊休農地の解消についてですが、空欄となっていますが今年度の解消目標として6haとさせていただきます。

(3) 新規参入の促進ですが、令和4年度の新規参入者については仮の数字を記入しております。法人の農業参入がありました。この欄に計上するものか確認した上で必要があれば修正した上で公開します。課題としては、依然としてまとまった面積を借りられる場所が少ないため、引き続き、農地の集積を進めるに当たってまとまって借りられる農地の情報把握に努めるものとします。

②の目標では新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(借りたい人がいたら貸しますと承諾を得た農地)を農業委員会全体で10.9ha(1人当たり0.28ha)とします。

続いて、最適化活動の活動目標です。

まず1人当たりの活動日数は昨年と同様に8日/月とします。これは1日8時間活動をするという訳ではなく、何分でも活動した日は活動日として集計し、活動記録をつけます。

(2)の活動強化月間ですがこちらも昨年同様に8月、11月、3月の3回設定します。8月には農地パトロールが行われる予定ですので、その活動と併せて耕作者の意向把握や農地機構への流動化を推進するよう設定しました。11月、3月については、次の(3)新規参入相談会への参加目標にも関係することですが、新規就農者相談会を実施しますので、就農希望地区の農業委員等に参加をお願いするように設定しました。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第8号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第9号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第9号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明します。

こちらは議案書に記載している修正後の指針のほかに、別途、赤字で【見え消し版】と記載しているものがあると思います。そちらの方が変更箇所を把握しやすいかと思っておりますので、そちらをご覧ください。

当指針についてですが、第1 基本的な考え方の赤字内にも出てくる農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律を受けて修正するものです。この法律改正により、これまで「人・農地プラン」と呼ばれていたものが「地域計画」と名称を変更し法律に位置付けられました。これに係る修正箇所が、1ページ目中央やや下の「なお、この指針は」以降の項目、および3ページ目の第3に新設した「地域計画」の目標を達成するための役割の項目となります。地域計画では、新たに

10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」というものを作成します。目標地図作成にあたり、これまで以上に農業者等の意向把握を進めていく必要がありますので、その中で農業委員会が担っていく役割を記載したものです。

また、その他1ページ目下部に赤字で記載しております具体的な活動・目標については「農業委員会による最適化活動の推進について」に基づき設定する者となっております。目標についてはこれまで設定しているものから変わりありませんが、新たに評価方法についての項目を追加したもので、これまでの運用とは変わりなく、改めて文章として明文化したものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第9号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は4件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年2月28日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年1月25日

説明：耕作目的による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年3月1日

説明：耕作目的による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年3月1日

説明：転用目的による残存小作権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号について説明します。

1月の農業委員協議会の際にお伝えした、農地法第3条第2項第5号に規定する面積、いわゆる下限面積の廃止についてです。

議案書に記載のとおり、令和5年4月1日施行の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の中で、下限面積要件の廃止が定められており、同日以降は下限面積要件が適用されないこととなります。

したがって、令和4年1月20日付、令和4年綾川農委公示第2号において定めた別断面積（40アール）についても、令和5年4月1日以降は自然消滅するのですが、香川県農政課及び香川県農業会議から、明示的に廃止した方が良いとの助言をいただいておりますので、明日3月23日付で廃止する旨の公示を行うものです。

なお、下限面積要件は廃止されますが、農地法3条2項に規定する「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」はこれまで同様審査要件となりますので、ご承知おきください。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第9号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第12回定例農業委員会を閉会いたします。

午前10時50分

閉会